

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８（２０２６）年７月３１日

栃木県知事 福田 富一

１ 入札対象工事

- （１） 契約番号 ２０８－０５００９３
- （２） 工事名 主要地方道藤岡乙女線 乙女大橋下部工建設工事その１
- （３） 工事箇所 小山市乙女
- （４） 工事概要 場所打ち杭基礎逆Ｔ式橋台 １基
- （５） 工期 工事着手日から２４０日間
ただし、契約締結日の翌日から起算して３０日を経過する日の翌日までに工事に着手すること。
（工事着手日は土日祝日を除く。）
- （６） 予定価格 事後公表
- （７） 本工事は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う工事である。
- （８） 本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行う工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札の承諾に関しては３の（１）に示す入札担当部署に承諾願を提出するものとする。
- （９） 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- （１０） 本工事は、栃木県低入札価格工事対策の適用対象工事である。
- （１１） 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（任意着手方式）を設定した工事である。
- （１２） 本工事は、「週休２日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。
- （１３） 本工事は、「ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

２ 入札参加形態

特定建設工事共同企業体による参加（構成員の数 ２者）

３ 入札手続き等

（１）発注担当部署

区分	担当部署	電話番号	所在地
入札担当部署	栃木県県土整備部監理課工事管理担当	028-623-2389	〒３２０－８５０１ 宇都宮市埴田１丁目１番２０号 （県庁舎本館１３階）
工事担当部署	栃木県県土整備部道路整備課構造物担当	028-623-2414	〒３２０－８５０１ 宇都宮市埴田１丁目１番２０号 （県庁舎本館１４階）

（２）入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧	令和８年７月３１日（金）から入札書の提出期限まで	監理課（電子閲覧のみ：入札情報システム）
競争参加資格確認申請の受付	令和８年８月３日（月）から 令和８年８月１８日（火）	電子入札システムにより提出すること。
質問の受付	午後４時まで	（１）に示す工事担当部署へ持参又は下記宛てメールにより提出すること。 メールアドレス [doro-seibi@pref.tochigi.lg.jp]
競争参加資格確認通知	令和８年８月２１日（金）	電子入札システムにより通知する。

２０８－０５００９３

質問への回答		質問者に対して回答する。
入札書の提出	令和8年8月24日（月）から 令和8年8月28日（金） 午後4時まで	電子入札システムにより提出すること。
評価項目算定資料の提出	令和8年8月31日（月） 持参の場合は午前9時から午後4時 まで 郵送の場合は当日までに必着	（1）に示す入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便によるものとし、左記の提出期日までに入札担当部署に到達しない場合は、提出がなかったものとみなす。
価格以外の評価点の公表	令和8年9月9日（水）	入札情報システムにより公表する。
疑義の照会の受付	価格以外の評価点の公表日の翌日の 午後4時まで	（1）に示す工事担当部署へ持参又は下記宛てメールにより提出すること。 メールアドレス [doro-seibi@pref.tochigi.lg.jp]
疑義への回答	令和8年9月15日（火）	照会者に対して回答する。
開札	令和8年9月16日（水） 午前9時30分から	県庁舎東館3階 入札室2
開札後の審査書類の提出	開札日の翌日の午後4時まで	（1）に示す入札担当部署へ提出すること。 メールアドレス [koujikanri@pref.tochigi.lg.jp]

（注）1 期間を定めたものについては、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）及び正午から午後1時までを除く。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。

2 開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

4 競争に参加できる者の条件

（1） 本工事の競争入札に参加できる者は、栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、競争参加資格確認申請の受付期限日現在において次に掲げる条件をすべて満たしている2者を構成員とする特定建設工事共同企業体であって、本工事の競争参加資格の確認までに栃木県知事から本工事に係る特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体に関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。

条 件	条件適用の有無	内 容		
ア 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において 右に掲げる認定及び格付を受けている者であること。	有	代表構成員	工 種	土木一式工事
			格 付	S A級
			総合点数	—
		その他の構成員	工 種	土木一式工事
			格 付	S A級
		総合点数	—	
イ 右の条件を満たす営業所等がその地域内にあること。	有	代表構成員	県内に本店があること。	
		その他の構成員	県内に本店があること。	
ウ 代表構成員が、完成引渡し完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請け※として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。 ※P F I 事業の場合は、P F I 事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	有			
エ 構成員のいずれもが、右に掲げる国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。	有	1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等		
オ 代表構成員が、完成引渡し完了した（３）に掲げる同種・	有			

類似工事を元請け※として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、担当技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者		
カ 構成員のいずれもが、本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。	有	株式会社富貴沢建設コンサルタンツ
キ 構成員のいずれもが、右に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 ただし、本工事の競争参加資格確認申請の受付期限日までに当該工事の完成引渡し完了した場合、本工事の競争入札に参加できるものとする。	有	契約番号：207-050096 主要地方道藤岡乙女線 乙女大橋 下部工建設工事その1 契約番号：207-050102 主要地方道藤岡乙女線 乙女大橋 下部工建設工事その2 契約番号：207-050300 地盤改良工事 藤岡乙女線その3 (快安道補)
ク 代表構成員が、右に掲げるいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を雇用（開札日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。）していること。	有	①1級技術職員数が10人以上 ②1級技術職員数が9人かつ2級技術職員数が3人以上 ③1級技術職員数が8人かつ2級技術職員数が6人以上
ケ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和8（2026）年4月1日版）1に示す条件を満たしていること。		

(2) (1) ウにおける同種・類似工事（企業の施工実績）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- 平成 23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の土木一式工事 (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
--

(3) (1) オにおける同種・類似工事（配置予定技術者の工事経験）は、次のすべての条件を満たす工事とする。
なお、配置予定技術者は、同種・類似工事の契約工期全般にわたり従事していることを原則とする。

(2)に掲げる同種・類似工事（企業の施工実績）と同じ
--

(4) (1) クにおける技術職員とは、次のとおりとする。

①1級技術職員とは、次の資格を有する者である。 ア 1級土木施工管理技士 イ 1級建設機械施工技士 ウ 技術士（第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。） - 建設部門（選択科目は問わない。） - 農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とする者に限る。） - 森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。） - 水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。） - 総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係る科目とする者、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。） ②2級技術職員とは、次の資格を有する者である。 ア 2級土木施工管理技士（土木） イ 2級建設機械施工技士（第1種～第6種）
--

5 分割（分離）発注に係る入札条件

次に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。）は、重複して落札者となることができない。入札は入札順位に従って執行し、順次落札者を決定する。

入札条件適用の有無	無
工事名及び工事箇所等	—

6 総合評価点算定基準

(1) 価格点及び評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格点 100点
- イ 価格以外の評価点 24点
- ウ 施工体制評価点 0点又は－10点

(2) 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

なお、本工事の入札に係る価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体の代表構成員を対象として行う。

評価 区分	評価項目	配点	評価基準	評価点
企業 の 施 工 能 力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前 5 ヶ年度に完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の土木一式工事とする。	3.0 点	80 点以上	3.0 点
			78 点以上 80 点未満	2.0 点
			76 点以上 78 点未満	1.0 点
			76 点未満	0 点
	イ 企業の施工実績 評価基準日までに完成引渡し完了した（3）に掲げる同種・類似工事を元請け※として施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。 ※PFI 事業の場合は、PFI 事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	2.0 点	①躯体高（フーチング下端から橋座面までの高さ）6.0m以上の橋梁下部工事及び②場所打ち杭（深礎杭含む）基礎工事の実績有り	2.0 点
			①躯体高（フーチング下端から橋座面までの高さ）4.0m以上 6.0m未満の橋梁下部工事及び②場所打ち杭（深礎杭含む）基礎工事の実績有り	1.0 点
			上記工事の実績無し	0 点
	ウ 優良工事の受賞 評価基準日の属する年度の前 5 ヶ年度の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2.0 点	前 2 ヶ年度に知事表彰（知事奨励賞含む。）有り	2.0 点
			上記を除く前 5 ヶ年度に知事表彰（知事奨励賞含む。）又は前 2 ヶ年度に所長等表彰有り	1.0 点
			上記を除く前 5 ヶ年度に所長等表彰有り	0.5 点
			無し	0 点
	エ ISO の認証取得	0.5 点	ISO9001 及び ISO14001	0.5 点

	配置 予定 技術 者の 能力	評価基準日現在有効な、ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。		の両方を取得	
				ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	0.25 点
				無し	0 点
		オ 安全衛生活動の実績 評価基準日の属する年度の前年度に建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5 点	実績有り	0.5 点
				実績無し	0 点
		カ 工事無事故等の実績（指名停止等の措置の有無） 評価基準日前 1 年間に於ける指名停止及び書面による警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5 点	措置無し	0.5 点
				措置有り	0 点
		キ 登録基幹技能者の配置 登録基幹技能者の本工事への配置により評価する。	0.5 点	配置有り	0.5 点
				配置無し	0 点
		配置 予定 技術 者の 能力	ク 配置予定技術者の工事経験 評価基準日までに完成引渡し完了した（４）に掲げる同種・類似工事を元請け※として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験を評価する。 ※P F I 事業の場合は、P F I 事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	1.0 点	①躯体高（フーチング 下端から橋座面までの高さ）6．0 m以上の橋梁下部工事及び②場所打ち杭（深礎杭含む）基礎工事の経験有り
	①躯体高（フーチング 下端から橋座面までの高さ）4．0 m以上6．0 m未満の橋梁下部工事及び②場所打ち杭（深礎杭含む）基礎工事の経験有り				0.5 点
	上記工事の経験無し				0 点
	ケ 配置予定技術者の工事成績評定 元請けとして施工した工事成績評定点 80 点以上の建設工事において、主任（監理）技術者として契約工期全般にわたり従事した実績数を評価する。 ただし、建設工事共同企業体として施工した建設工事については、代表構成員が配置した監理技術者のみを評価する。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前 5 ヶ年度及び評価基準日の属する年度の評価基準日までに完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の土木一式工事とする。		1.0 点	2 回以上	1.0 点
				1 回	0.5 点
				無し	0 点
	コ 配置予定技術者の C P D 評価基準日の属する年度の前年度において、（５）に掲げる団体が実施する継続学習制度（C P D）における配置予定技術者の単位取得状況を評価する。		1.0 点	推奨単位以上の取得有り	1.0 点
				推奨単位以上の取得無し	0 点
企業 の 信 頼 性	地域 精 通	サ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 本店が右のいずれの地域にあるかで評価する。	2.0 点	栃木土木事務所管内	2.0 点
				その他の地域	0 点
	地域 貢 献	シ 地域の守り手としての実績 ①「評価基準日前 2 年間に於ける路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績」又は「評価基準日前 5 年間に於ける完成引渡し完了した、栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基	2.0 点	「①、②及び③」の実績あり	2.0 点
				「①及び②」又は「①及び③」の実績あり	1.5 点

		づく応急復旧工事の実績」を評価する。 ②評価基準日現在において栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務の実施に関する栃木県との覚書の締結の有無で評価する。 ③評価基準日現在において、栃木県との間で締結した家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の有無で評価する。		「①」又は「②及び③」の実績あり	1.0 点
				「②」又は「③」の実績あり	0.5 点
				実績無し	0 点
	ス 災害時の基礎的事業継続力の認定	評価基準日現在における関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5 点	有り	0.5 点
				無し	0 点
	セ 地域活動の実績	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績 ⑦地域防災活動の取組実績	2.0 点	4 項目以上	2.0 点
				3 項目	1.5 点
				2 項目	1.0 点
				1 項目	0.5 点
				実績無し	0 点
	企業の取組	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 なお、ソ、タ、ツの評価の対象とする工事は、評価基準日前2年間に完成引渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村発注の工事とし、工種は問わない。 また、チの評価の対象とする工事は、評価基準日前2年間に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した工事とし、工種は問わない。 (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者 ソ 週休2日制工事の実績 元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、発注機関の要領等により4週8休以上を達成した週休2日制工事の実績により評価する。 タ ICT活用工事の実績 元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、発注機関の要領等によるICTを活用した工事の実績（簡易型も含める）により評価する。 チ 若手・女性技術者の配置実績 元請け※として施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、若手・女性技術者を主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置した企業の取り組みを評価する。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者 ツ 建設キャリアアップシステム活用工事の実績	1.5 点	3 項目以上	1.5 点
				2 項目	1.0 点
				1 項目	0.5 点
				実績なし	0 点

		元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、発注機関の要領等による建設キャリアアップシステムを活用した工事の実績により評価する。			
施 工 計 画	テ	施工計画の評価 (6) に掲げる施工計画テーマにより評価する。	4.0 点	A	4.0 点
				B	3.0 点
				C	2.0 点
				D	1.0 点
				E	0 点

- (3) 価格以外の評価項目（企業の施工実績）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ・平成 23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した①躯体高（フーチング下端から橋座面までの高さ）4.0m以上の橋梁下部工事及び②場所打ち杭（深礎杭含む）基礎工事を含む請負金額 500 万円以上の土木一式工事
 - (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注した PFI 事業を受注した者
 ただし、①と②は同一工事でなくてもよい。

- (4) 価格以外の評価項目（配置予定技術者の工事経験）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

なお、配置予定技術者は、同種・類似工事の契約工期全般にわたり従事していることを原則とする。

- ・(3) に掲げる同種・類似工事（企業の施工実績）と同じ

- (5) 継続学習制度（CPD）の評価対象は、次のとおりとする。

建設系 CPD 協議会又は建築 CPD 運営会議の構成団体のうち、いずれか 1 団体における、当該団体が定める推奨単位以上の単位取得状況

- (6) 施工計画の評価テーマは、次のとおりとする。

- 次のテーマに対する所見について評価する。栃木県県土整備部における ICT 活用工事試行要領に基づく ICT を活用する旨の提案は、評価対象とはしない。
- ・安全管理について
(現場従事者及び第三者に対する安全管理面での課題とその対策について技術的所見を求める。)

- (7) 施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付資料を含む。）により、施工体制確認審査資料提出日現在において、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める評価項目について評価を行い、「総合評価点算定基準（施工体制確認型）」に基づき算定する。

7 競争参加資格確認申請及び開札後の審査書類の提出

- (1) 本工事の競争入札に参加を希望する者は、3 の(2) に示す競争参加資格確認申請の受付期間に次に掲げる競争参加資格確認申請書類及び特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格申請書類を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）（電子入札システムに入力すること。）

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第 2 号）

ウ 施工実績資料（様式第 3 号）（ただし、4 の(1) のウで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

エ 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）

オ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

カ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和 8（2026）年 4 月 1 日版）4 に示す書類

- (2) 総合評価点が最も高い者は、3 の(2) に示す開札後の審査書類の提出期限までに次に掲げる競争参加資格の審査に必要な書類を提出しなければならない。

ア 配置予定技術者資料（様式第 4 号）

イ 技術職員名簿（様式第 5 号）（ただし、4 の(1) のクで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

ウ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和 8（2026）年 4 月 1 日版）15 に示す書類

8 評価項目算定資料の提出

入札者は、価格以外の評価を行うために、次に掲げる資料を提出すること。

- ア 評価項目算定資料の提出について（様式第10-2号）
- イ 評価点算定資料一覧表（様式第10-3-1号又は10-3-2号）（簡易Ⅰ型用）及び添付資料
- ウ 施工実績評価資料（様式第10-4号）及び添付資料
- エ 配置予定技術者評価資料（様式第10-5号）及び添付資料
- オ 登録基幹技能者配置資料（様式第10-6号）及び添付資料
- カ 施工計画（様式第10-17号）

9 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

- (1) 低入札調査基準価格が設定されている。
- (2) 栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条に基づき、基本調査において数値的判断基準に適合しない場合は失格とする。
- (3) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。
 - ア 工事費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第7条に該当する場合には、無効又は失格とする。
 - イ 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
 - ウ 栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条に基づく基本調査は、提出された工事費内訳書により行う。

10 その他

- (1) 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和8(2026)年4月1日版）に示すとおりとする。
- (2) 「栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領」に示すとおりとする。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/shuukyuu/h29.html>
- (3) その他詳細不明の点については、3の(1)に示す入札担当部署に照会のこと。
ただし、工事の内容については、3の(1)に示す工事担当部署に照会のこと。

施工計画の作成及び実施に関する留意事項

施工計画の作成、評価及び受注後の履行性の確保については、以下により取り扱うこととする。

1 作成上の注意

- ① 「様式第10-16号」又は「様式第10-17号」により作成することとし、評価項目毎に1枚作成すること。
(様式は県HPからダウンロードすることとし様式の変更は認めない。)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html>
- ② 評価項目毎に、現場条件や設計内容等を踏まえ課題や配慮すべき事項とそれらの対応についての技術的所見を具体的に記載すること。
- ③ 各評価項目に対する技術的所見は、様式第10-16号は5提案まで、様式第10-17号は4提案までとし、1提案あたりの字数は200字以内とする。
なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
- ④ 特定JVにあつては代表構成員が作成すること。
- ⑤ 各提案の内容を補足する資料として、図表等(A4白黒)を1枚まで添付しても良い。
- ⑥ 各提案及び添付する資料内に商号又は名称等を類推できるものを記載・添付等しないこと。

2 評価方法

- ① 評価項目の提案毎に、課題の把握度と対応の効果の優劣を評価することとし、それらを総合的に判断し、標準型の場合は0点から8点まで、簡易I型の場合は0点から4点まで、それぞれ1点刻みで評価する。
- ② 提案数が提出可能な最大数に満たない場合、未提案分について標準案が提案されたものとして評価する。
- ③ 優れた提案であっても過度なコスト負担を要する提案については、当該評価よりも下位の評価とする。
- ④ 1つの提案の中で複数の課題や対応について記述した場合又は同じ提案を複数の提案として記述した場合は1つの提案として評価する。
- ⑤ 規定の文字数及び添付図表等の枚数を超過した場合は、超過分の内容について一切評価しない。
- ⑥ 提案に以下のような不適切な提案が含まれる場合には、当該評価項目のすべての提案を評価しない。
(様式第10-16号の場合)
 - ・当該工事に無関係な内容であるなど不適切である。
 - ・法令等の制約や実現可能性などから判断して対応が不適切である。
(様式第10-17号の場合)
 - ・当該工事との関連性が適切でない、又は無関係な内容である。
 - ・関係法令に違反するもの、又は基準や指針と不整合な記載である。
 - ・その他、適切な履行がなされないおそれがある。

3 施工計画の履行性の確保

- ① 優れた提案が完全に履行された場合は、工事成績評定における創意工夫等において加点する。
- ② 提案の不履行又は履行性への疑義が確認された場合は、工事成績評定において、その度合いに応じ、最大8点を減点する。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	主要地方道藤岡乙女線 乙女大橋下部工建設工事その1
工事箇所	小山市乙女

※ 提案数は4提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。

なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。

※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	安全管理について 現場従事者及び第三者に対する安全管理面での課題とその対策について技術的所見を求める。	評価	実施状況
提案1	・・・（課題や配慮事項）・・・であるため、・・・（対応）・・・を行う。		
提案2			
提案3			
提案4			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。

所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。